県章

和歌山県報

発行　和　歌　山　県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目　次

（取扱課室名）　ページ

○　告示
1150　介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定　（長寿社会課）...... 1
1151　介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止　（　〃　）...... 1
1152　指定障害福祉サービス事業者の指定　（障害福祉課）...... 2
1153　〃　（　〃　）...... 2
1154　随意契約の相手方の決定　（薬務課）...... 2
1155　保安林の指定の解除予定　（森林整備課）...... 3
1156　保安林の指定の解除　（　〃　）...... 3
1157　保安林の指定施業要件の変更　（　〃　）...... 3
1158　〃　（　〃　）...... 4
1159　〃　（　〃　）...... 4
1160　〃　（　〃　）...... 4
1161　〃　（　〃　）...... 5
1162　〃　（　〃　）...... 5
1163　保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不分明　（　〃　）...... 6
1164　道路の位置の指定　（都市政策課）...... 6
○　選挙管理委員会告示
38　政治団体の届出事項の異動の届出　...... 6
39　政治団体の解散の届出　...... 7
40　政治団体の設立の届出　...... 7

告　　示

和歌山県告示第1150号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和2年9月4日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072201779	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター紀中たなべ	和歌山県田辺市龍神村西360-1　龍神村西テナント3号室	訪問介護	令和2.9.1	令和8.8.31

和歌山県告示第1151号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2

号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和2年9月4日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072401072	株式会社空港	ケアサポート空港	和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地502	訪問介護	令和2.8.31
3071500023	社会福祉法人有田市社会福祉協議会	社会福祉法人有田市社会福祉協議会	和歌山県有田市宮原町東215番地	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	令和2.8.31

和歌山県告示第1152号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年9月4日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011500356	就労継続支援B型事業所Win-Win	有田市糸我町西560番地1	就労継続支援B型	特定なし	株式会社わかば	有田市糸我町中番386番地10	令和2.9.1

和歌山県告示第1153号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年9月4日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800509	はじめ茶話	岩出市山田41	生活介護	特定なし	株式会社二四〇	大阪府泉南郡熊取町七山東909	令和2.9.1

和歌山県告示第1154号

抗インフルエンザウイルス薬の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年9月4日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　随意契約に係る物品の名称及び数量

イナビル吸入粉末剤20mg行政備蓄用　20mg1キット×300容器包装　182箱

イナビル吸入粉末剤20mg行政備蓄用　20mg1キット×2容器包装　1,200箱

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県福祉保健部健康局薬務課

和歌山市小松原通一丁目1番地
3　随意契約の相手方を決定した日
令和2年8月6日
4　随意契約の相手方の氏名及び住所
第一三共株式会社
東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
5　随意契約に係る契約金額
49,344,900円（うち消費税及び地方消費税の額4,485,900円）
6　契約の相手方を決定した手続
随意契約
7　随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第1155号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年9月4日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　解除予定保安林の所在場所　日高郡日高川町大字高津尾字広瀬1309の1（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
3　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1156号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年9月4日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　解除に係る保安林の所在場所　田辺市龍神村殿原字大網代1320の12
2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
3　解除の理由　道路用地とするため

和歌山県告示第1157号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年9月4日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　水源の涵（かん）養
3　変更後の指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1158号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年9月4日
和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1159号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年9月4日
和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1160号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年9月4日
和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　田辺市（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　水源の涵養
3　変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1161号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年9月4日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　田辺市（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　水源の涵養
3　変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1162号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年9月4日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　田辺市（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　水源の涵養
3　変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1163号

令和2年和歌山県告示第1070号（以下「告示第1070号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年9月4日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　所在が不分明である通知の相手方

昇佳商事有限会社

細尾昇平

2　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1070号のとおり

和歌山県告示第1164号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年9月4日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定年月日	道路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3524	紀の川市東国分字梨ノ木449番1の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役　東行男	令和 2.8.21	6.00	47.77

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長　小　濱　孝　夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和歌山県宅建支部	角幸彦	主たる事務所の所在地	和歌山市太田143-3	和歌山市紀三井寺169-45	令和 2.7.27
		代表者	角幸彦	神出直治	令和 2.7.27
		会計責任者	岩端芳則	武田孝夫	令和 2.7.27

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異　動 年月日
扇会	丸山克也	会計責任者	酒本和彦	山口真広	令和 元.10.1
和歌山県宅建政治連盟	角幸彦	代表者	角幸彦	神出直治	令和 2.7.27
		会計責任者	岩端芳則	武田孝夫	令和 2.7.27
にさか吉伸御坊市後援会	上西一永	主たる事務所の所在地	御坊市島584	御坊市薗207	令和 2.7.29
		代表者	上西一永	吉田擴	令和 2.7.29
		会計責任者	松山弘樹	中村良美	令和 2.7.29

その他の政治団体の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異　動 年月日
日本臨床検査技師連盟和歌山県支部	脇村小津江	主たる事務所の所在地	海南市日方229	和歌山市葵町1-15	令和 2.8.13
		会計責任者	八嶋満友	村田正吾	令和 2.8.13

和歌山県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長　小　濱　孝　夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解　散 年月日
結城力後援会	結城力	令和 2.7.10
のじま広子後援会	長井政夫	令和 2.7.15
吉田盛彦後援会	木村孝士	令和 2.7.1

和歌山県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長　小　濱　孝　夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
有田市民の会	田中誠二	田中美智	有田市箕島96番地の3	令和 2.8.4
和歌山県神谷まさゆき後援会	稲葉眞也	松本正康	和歌山市雑賀屋町19番地	令和 2.8.5
参政党和歌山支部	林元政子	林元光広	和歌山市小松原5丁目1番4号	令和 2.8.19